

第二十六回国会 参議院商工委員会會議録第二十三号

昭和三十三年四月二十三日(火曜日)午前十時四十六分開会

出席者は左の通り。

委員長 松澤 兼人君
理事 古池 信三君
西川 弥平治君
阿具根 登君
近藤 信一君

委員

青柳 秀夫君
大谷 實雄君
小幡 治和君
小西 英雄君
白川 一雄君
白井 勇君
高橋 衛君
島 清君
相馬 助治君
藤田 進君
豊田 雅孝君
大竹 平八郎君

國務大臣 宇田 耕一君
政府委員 秋田 大助君
科学技術 政務次官 原田 久君
科学技術庁 長官官房長 三輪 大作君
科学技術庁 査査及局長 長谷川 四郎君
通商産業 政務次官 鈴木 義雄君
通商産業 重工業局長 山下 正雄君
運輸省 船舶局長

事務局側

常任委員 小田 橋貞寿君
会専門員

説明員

運輸省 鉄道監督 坂本 祐一君
局 車両工業課長

本日の会議に付した案件

○日本科学技術情報センター法案(内閣提出、衆議院送付)

○機械工業振興臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○電子工業振興臨時措置法案(内閣提出)

○委員長(松澤兼人君) これより委員会を開会いたします。

まず、前回に引き続き、日本科学技術情報センター法案を議題といたします。

本案につきましては、前回すでに質疑の終局を決定しておりますので、本日はこれより本案の討論に入りたいと存じます。

御意見のおありの方は賛否を明かにしてお述べをお願いします。なお、付帯決議の御意見は討論中にお述べをお願いします。

○阿具根登君 私は日本社会党を代表いたしまして、日本科学技術情報センター法案に對しまして、賛成の意を表するものであります。

賛成の意を表するものであります。賛成の意を表するものであります。賛成の意を表するものであります。

ばしは同僚議員からも質問の中で意見を申し上げましたように、本法案が成立いたしますと、各省のいわゆる張り合いになる、ぶんどりというよりなことが非常に心配されるのが一点

と、それから国立国会図書館の機能がこれによって非常に減殺されるおそれがある、いわゆるこの情報センター類似のものが各省にできた場合は、おそれる国会図書館はそういうところの古い書類を蔵書するだけの任務になるおそれがあると同時に、これが予算等の削減もおそれられるものであります。こゝろを考慮に入れまして、付帯決議を付して賛成をいたしたいと思ふのであります。

付帯決議を申し上げます。

政府は本法の施行に當つて左記諸点に留意し、もつて日本科学技術情報センターがわが国科学技術の振興に十分貢献し得るよう配慮すべきである。

一、科学技術情報活動の公共的推進性にかんがみ、これが一層の推進を図るため、情報センターの財政的基礎を確立するよう、今後その積極的助成について特段の配慮をすること。

二、情報センターの業務は政府、大企業に對する情報提供に偏することなく、中小企業等に對する奉仕に格別の注意を払い、公益性を尊重するとともに、能率的且つ効果的な運営を期すること。

三、情報センターの業務運営は関係諸機関の自主性を尊重しつつこれと緊密なる協力を図り、重複と摩擦を避けるよう極力注意すること。

以上の付帯決議を付して賛成の意を表するものであります。

○豊田雅孝君 私は以下申し述べる希望を付しまして、本法律案に賛成するものであります。

科学技術情報センターの必要性は十分に認めるものであります。けれども、本法律案によりまする機構をいかに検討いたして見ますと、大きな問題をはらんでおると思ふのであります。一面には、公共性を強調せられておりながら、他面におきましては損益計算書を作る、あるいは貸借対照表を作る。あるいは利益の積み立てをやする。さらには利益の配分までやるといふような規定があるわけでありまして、要するに營利性を一面強く露呈してきておるのであります。要するに両頭の蛇であり、二鬼を追うものと言わざるを得ないものと考えるのであります。かような仕組みであります。經營者は、公共性と營利性のジレンマに将来陥りまして、二鬼を追うものは結局一鬼をも得ないというやうな危険性に追い込まれてくるおそれがあると思ふのであります。そこで、政府は、經營者の選任あるいは自後の運営の監督指導等につきましては、この点に留意をせられまして、万遺憾なき措置を講ぜられたいと考えるのであります。

なお、将来政府がかような公共性の高い機関を作ろうとする場合に、一面において金の出し惜しみをいたしますために、かようなメエ的な存在を作り上げるのことがないよう、特にこの点には十分留意、戒心せられたいと考えるのであります。

もう一つは、中小企業のがわが国産業構造の上におきまして占むる地位、あるいはその現状等より見まして、中小企業の生産性の向上、科学技術の導入こそ、最も必要だと考えるのであります。この点につきましては、先般宇田

國務大臣からも、中小企業に重点を置かれるという事は言われたのであります。しかしながら、情報センターの機構を見ますと、ただいま第一点の希望の際に申し述べましたごとく、出資ということ、それから寄付に重点を置いておられるのであります。その結果、どういふことになるかと申しますと、大口の出資者、あるいは大口の寄付者の意向に支配せられる点

が、将来強く出てきはしないかという懸念を、多分にはらんでおるのであります。その結果、大口の出資者、大口の寄付者というものが、利益配分を期待しないかもしれないが、利益配分を期待しなかつたならば、そのかわりにサービスの配当というものを非常に強く要望するに至ると考えるのであります。かくいたしまして、大口出資者あるいは大口寄付者の意向というものが強く運営の上に反映する。そこで、結果におきましては、大企業偏重に日本科学技術情報センターというものの運営が、知らず知らずのうちに陥つてはしないかというのを非常に憂うるのであります。そこで、特にこの点に政府におかれましては留意せられまして、今後大企業に偏重することなく、中小企業に十分に重点を置いた運営をせられるように、特に希望をいたしま

して、以上二点希望を付しまして、賛成をいたします。

○西川弥平治君 私は自由民主党を代表いたします。ただいま提案になっております日本科学技術情報センター法案並びに阿具根委員から御提案になりました付帯決議に對しまして賛成の意を表するものであります。

数日來の委員会におきます質問の要點を、十分に今後運営の面におきまして留意いたしていただきたいということ、この法律案は、將來において非常に大きな役割を演ずることを考えますときにおきまして、さらに豊田委員から二つの事項をただいまお話をいたしました、この点に對しては、特に御留意をお願いしたいということをお願い添えて、本案に賛成するものであります。

○委員長(松澤兼人君) ほかに御発言もなければ、討論は終局したものと認めて、御異議ございませんか。

○委員長(松澤兼人君) 御異議ないと認めます。それではこれより採決に入ります。

まず第一に、科学技術情報センター法案全部の問題に供します。本案を衆議院送付の原案通り可決することに賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(松澤兼人君) 全会一致と認めます。よって、本案は全会一致をもって原案の通り可決すべきものと決定いたしました。

次に、討論中に述べられました阿具根君提出の付帯決議案を議題といたします。本付帯決議案を、本委員会の決

議とすることに賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(松澤兼人君) 全会一致と認めます。よって阿具根君提出の付帯決議案は、全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。なお、ただいまの決議につきましては、この際政府の所信を伺いたいと存じます。

○國務大臣(宇田耕一君) 日本科学技術情報センター法案が、過日來本委員会に付議されて、本日まで委員各位の御熱心な御審議をたまりましたことは、衷心より感謝申し上げる次第であります。

本法案の審議の過程におきまして、委員各位から政府に与えられました数々の御注意、御要望につきましましては、情報センターの監督の責めにあります者は、十分にその趣旨を体しまして、運営に遺憾のないよう配慮する所存でございますが、特に左の諸点につきましまして、この際私の信念の一端を披瀝をいたしまして、委員各位の御好意におこたえいたしたいと存じます。

第一には、情報センターの公共的性質を十分に認識いたしまして、これを運営の基本方針といたしたいと考えております。なお、この点に關連いたしまして付言いたしたいのでござい

ますが、本法案が、御指摘にもありましたが、その内容に公共性の保持とともに、企業的面を多分に含んでおりまして、この法案の法体系上、並びに本センターの民主的能率的運営のため

のやむを得ない措置とは存じましたが、特に御注意もありましたので、將來十分その運営につきまして研究をい

たしたいと考えますとともに、ただいま申し上げましたように、その公共性に徹するように、格段の注意を払っていきたいと考えております。

第二には、御指摘にもございましたように、小さく生んで大きく育てるために、政府は今後その助成のためにできるだけの努力を払いまして、本センターの財政的基礎の確立に努めるべきであると考えております。

第三に、その業務の実施に當りましては、公益性を尊重しつつ、能率的かつ効果的な運営に意を用いたいと思ひます。特に民間企業に対するサービス面に重点を置きます。ことに、中小企業の利用面につきましては、格別の注意を払いまして、遺憾のないよう期したいと考えておるのであります。

最後に第四といたしまして、国家財政上の見地よりいたしまして、諸経費の効率的活用を留意いたします。また、關係諸機関との緊密なる連繫のもとに、相ともにわが国の科学技術の振興の一翼としての情報活動の発展に努力を払いたいと考えるものであります。

以上のような諸点につきまして、本委員会の付帯決議の御趣旨に十分におこたえすることができるよう注意を払いつつ、運営の万全を期したいと考えております。本法案の委員会通過に際しまして、所信を申し上げまして、あわせて委員各位の連日の御審議、御尽力に對しまして謝意を表しますとともに、今後の御支援をお願い申し上げます。

○委員長(松澤兼人君) なお、本會議における委員長の口頭報告の内容、議長に提出する報告書の作成その他自後

の手續につきましては、慣例により、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(松澤兼人君) 御異議ないと認め、さうに決定いたしました。それから本案を可とされた方は、順次御署名を願います。

多数意見者署名
大竹平八郎 古池 信三
白川 一雄 阿具根 登
近藤 信一 青柳 秀夫
小幡 治和 白井 勇
高橋 衛 大谷 賛雄
小西 英雄 西川弥平治
豊田 雅幸 相馬 助治
藤田 進 島 清

○委員長(松澤兼人君) 次に、先議として付託され、先日提案理由の説明を聴取いたしました機械工業振興臨時措置法の一部を改正する法律案及び電子工業振興臨時措置法案につきまして、この際両案の内容について説明を聴取いたしたいと存じます。

○政府委員(鈴木義雄君) それではさきに機械工業振興臨時措置法の一部を改正する法律案につきまして御説明申し上げます。

大体要點はすでに提案理由の際説明申し上げましたので、昨年六月、二十四国会におきまして機械工業振興臨時措置法が成立施行されて以来、この法律によりまして機械工業の合理化施策の推進につきましましては、通商産業大臣がその運用に當って参つたわけでございますが、このほど運輸省の所管に属する造船関連工業の一部並びに鉄道車両部品工業の業種につきましても、本法

制定の趣旨に合致するところにつきましましては、運輸大臣もまた本法を運用できることにより振興をはかるに適當であるという結論に到達いたしましたので、現行法中、通商産業大臣とござい

ますのを、これを、主務大臣と改めることにいたしましたのが、この改正法案の趣旨でございます。そこで、まあこの際考えております新しい業種の問題でございますが、それにつきましては、船舶バルブあるいは船用ポンプ、あるいは鉄道車両部品というようなものを考えておるわけでございます。

以上がこの改正法案の趣旨の説明でございます。

なお、この際機械工業振興臨時措置法のその後の施行状況でございますが、御承知の通り昨年御説明した内容に従いまして政令によりまして十八業種が現在指定されております。それは基礎部品、工作機械等を中心といたします六品種、それから共通部品といたしましてダイカストあるいは強靱鋼鉄を含みます七業種、それから部品関係といたしましてミシン部品等を含みます五品種、以上合計十八業種が政令として指定されております。そのうちの十五業種につきましては、すでに基本計画及び実施計画がございましておる次第でございます。そのうち八業種につきましては、設備に要する資金につきましまして、開業に費用の推薦を送つておる、かような状況になっております。

次に、電子工業振興臨時措置法の説明を申し上げます。

これは逐条的に御説明いたしたいと存じますが、その前に電子工業の現状と問題点、並びに電子工業振興措置の

概要について、簡単に御説明申し上げます。

電子工業は、最近において急速に発展を見つつある近代的産業でありまして、その製品は、一般に親しまれて、ラジオ、テレビなどから、複雑な通信装置、さらにレーダー等高度の技術を要する機器にまで発展しております。また、工作機械の自動制御や、各種の工場用の制御機器に利用されて、それらの工場で品質の向上と生産性向上に役立っておりますので、近代工業の工場設備には、もはや不可欠なものと言えらるべきであります。とくに最近では、真空管にかわるトランジスタが発達しつつあり、これにより電子機器の応用分野は、さらに拡大されようとしております。このようにして電子工業の一般産業部門等への応用面は、まことに広大なものがあり、わが国基幹産業の一つとしてその将来が最も瞩目されてゐるのであります。特に、わが国産業一般の近代化、その生産性の向上を必要とする趨勢にかんがみましますと、電子工業に課せられた責務は非常に大きいものがあると言えらるべきであります。

しかしながら、ひるがえってわが国の電子工業が、この大きな国家的要請にこたえるに十分な力を持つておるかどうかという点になりますと、そこには解決を要すべき幾多の困難な問題を持つてゐるのであります。そのおもなものを列挙いたしますと、次の四点であると存じます。

すなわち、第一に電子工業全般について製造技術の水準が海外先進諸国に比して、かなり立ちおくれにございます。第二には、常に新規製品

が現われずして輸入にこれを待たざるを得ないこととあります。第三には、電子工業のうちでも特に完成機器の性能を左右する部品、材料の基礎的部門が劣弱であることとあります。第四には、国内製品に対する需要がまだまだ少ないこととあります。

このような電子工業の現状から見まして、その振興対策といたしましては、製造技術水準の向上、生産基盤の強化、需要の開拓という三つの大きな方向をあげることができらるべきであります。このうち、需要面の開拓につきましては、国内においては、生産性本部その他の団体を中心とする電子機器利用促進運動の積極的展開、あるいは電子機器を利用する産業の合理化設備に対する税制上の優遇措置とかいふふうなこと、今後できるだけ努力していきたいと考えております。また一方、輸出面におきましても、日本輸出プラント技術協会の活用その他により、まして、今後とも努力をいたしたいと存じております。

しかしながら、真に電子工業それ自体の振興をはかるためには、何と云へても、根本的に、その製造技術水準の着実な上昇をはかり、国産技術の進歩を促進し、かつ基礎的部門における設備を近代化し、また、その専門生産体制を確立する等の措置によつて、国内における電子機器生産技術の向上と生産基盤の充実強化をはかることが最も大切なこととありまして、本法案のねらいも、まさにこの点に存するわけでありま。

次に、逐条的に御説明申し上げますと、第一条は、この法律の目的を明らかにしたものであります。この法律で、

電子工業を振興するための措置を講じまして、これにより一般産業の設備、技術の近代化を中心といたしまして国民経済の健全な発展に寄与するといふ旨がうたはれてゐるのであります。

第二条は、電子機器及び電子工業の意味を明らかにしたものであります。電子工業という言葉が一般に使用されるようになりましては、比較的に最近のこととありますので、特にこの法律で使用する場合の意味を規定したものであります。電子機器等の内容は、ここに書いてございまして、大体真空管などの電子管及びトランジスタ等の半導体素子を中心といたしましてこれを応用した機器、ならびにその主要な部品、材料ということになっております。

しかしながら、本法で直接振興措置の対象といたします電子機器等は、次の第三条第一項で政令指定することになっております。この指定は、各品目の発展段階に応じ製造技術に関する試験研究の促進の必要なもの、新たに工業生産に移す必要のあるものまたは生産数量を増大する必要があるもの、及び合理化の必要なもの三つに分けて行ふことといたしますが、当面急を要する重要なものから重点的に取り上げていくつもりでござい。

電子工業を振興するために、本法では、第三条第二項から第五項までに電子工業振興基本計画及びその実施計画について規定し、第六項において資金の確保、第七項から第十二項までにおいて合理化のための共同行為の指示、第十三条で品質管理助行のための基準の公表について、それぞれ規定してあります。つまり、この法律のおもな内

容は、政令で指定した電子機器工業につきまして、振興基本計画を定め、この計画に基づいて、資金の確保、共同行為の指示及び品質管理助行のための基準の公表という三つの措置をとり、振興をはかるというわけでありま。

第三条でございまして、これは電子工業振興基本計画について定めたものであります。

第一項は、先ほど御説明いたしました政令指定の電子機器等にかかわる電子工業につきまして、電子工業審議会の見解を聞いた上、電子工業振興基本計画を定めるべき旨を規定してあります。この基本計画は、単なる将来の見通しではなく、政策遂行の基本方針であり、本法に基づく諸措置の根幹となるものであります。従つて、決定に当たっては、十分慎重を期するため、電子工業審議会の意見を聞かなければならぬ旨を規定してゐるわけで、運用に当たっては、十分検討の上、万全を期していきたいと考えております。

次に、第三条の第二項は、基本計画の内容を規定したものでござい。

第一号から第三号までは、ただいま申し述べました電子機器等ごとに、それぞれ試験研究の内容とその完成の目標年度、工業生産の開始の目標年度または目標年度における生産数量、性能または品質、生産費、その他生産の合理化の目標となるべき事項を定めることになっておりますが、第四号では、特に設備の新設及び近代化計画並びに、それに伴う資金計画を定めることになっております。また、第五号は、その他の重要事項でございまして、たとえば、専門化や分野確立の必要性、規格の統一の促進の必要性等がそれぞれ

の機種に応じて記載されることになっております。なお、この基本計画の目標年度は、各機種でその発達の程度が異なる点を考えまして、第三項で各機種ごとに目標年度を定めることといたしてあります。

第四項では、告示をすることの規定が記載してあるわけでありま。

第四条の電子工業振興実施計画は、基本計画の実施のための年次別計画でござい。

第五項は、特に必要が生じた場合におけるこれら計画の変更に関する規定でござい。

第六項は、実施計画に定める設備近代化の実施に要する資金の確保について、政府の方針を宣明したものでございまして、特に本条と関連しまして、電子機器の基本ともいふべき測定器、部品、材料部門に対しまして、日本開発銀行の特別融資条件による資金のあっせんを行ふ道を聞くことができるように措置したいと考えております。

第七項から第十二項までは、共同行為の実施に関する通商産業大臣の指示について規定してあります。機械工業につきましては、昨年御審議願いました機械工業振興臨時措置法によりまして、通商産業大臣の指示制による合理化カルテルを設けてありますが、本条は、電子工業に關し合理化の対象となるものについて同様の規定を設けたものであります。

電子工業の部品、材料部門につきましては、従来とも資本的にも技術的にも劣弱な中小企業が多うございまして、これらについて生産分野の面定、規格の統一、部品、原材料の購入方法

の改善等を行うためには、積極的に国の側から指示する合理化カルテルを利用すべき場合もあると考えられるのでございます。

第七条第一項の各号には、指示される共同行為の種類が列挙されております。

第一号の品種の制限では、生産分野の協定と製品規格の統一に関する協定とが、そのおもなものであります。第二号の品種別の生産数量の制限は、不況カルテルではなく、第一号の目的を達成するためのいわばバイ・ステップでありまして、漸次第一号の生産分野の協定に近づけるための現実的なカルテルの規定でございます。第三号の技術の制限は、用語がわかりにくいのですが、独禁法の用語でございます。内容が主として使用する部品、原材料の規格の統一にかかわる共同行為を考へておるわけでございます。

第四号の部品または原材料の購入方法では、共同購入を考へております。第二項は、いわゆる需要者側の共同行為でございます。部品の規格の統一がそのメーカー側だけでは困難な場合に、その部品の需要者たる機器メーカー側で購入部品の規格の統一にかかわる共同行為をして、本来の目的を達しようという趣旨の規定でございます。

第七条第三項以降第十二条までは例文でありまして、指示を告示ですとか、その内容についての制限とか、共同行為をした場合の届出、独禁法の適用除外、公正取引委員会との関係の定めておるわけでございます。

第十三条は、品質管理の励行のための基準の公表であります。本制度は、

基本計画を達成するために、各工場の製造工程において電子機器の品質管理を励行させるためには、どのような検査設備を置き、また、どのようにそれを維持すべきかを具体的に定めて、企業の指針とすべき基準を定めたものでございます。電子機器の製造におきまして、検査が特に重要性を持つものであることを勘案いたしまして、本規定を置いたわけでございます。もちろん、本規定の運用につきましては、電子工業審議会の意見を聞いて十分検討の上きめていきたいと存じます。

第十四条から第二十一条までは、電子工業審議会に関する規定であります。審議会は、基本計画、実施計画、品質管理の励行のための基準など、本法運用上の重要事項を調査審議いたしますが、その他電子工業の振興に関する重要事項につきましましては、広く通商産業大臣の諮問に應ずることとなる重要な機関でございます。委員は、四十人以上以内となっておりますが、関係官庁及び広く電子工業に関し、学識経験のある方々の参加を願って、十分慎重かつ適切な審議ができるようにしたいと考えております。

最後に、本法は独禁法の適用除外等の関係から七十年の限時法となっておりますが、政府といたしまして、その間所期の目的達成のため、最大の努力を傾注する考え方で、おる次第でございます。

なお、付則第四項におきましては、本法制定に伴い、重複を避けるため、機械工業振興臨時措置法から電子工業関係を除くことといたしております。以上、逐条的に本法の内容を御説明申し上げた次第であります。

○委員長(松澤衆人君) それではこれより機械工業振興臨時措置法の一部を改正する法律案を議題として、その審議を進めたいと思ひます。

ただいま通産省当局の方、運輸省からも関係者が出席されておりますから、御質疑のあり方は、順次御発言を願ひます。

○小西英雄君 機械工業振興臨時措置法の一部を改正する法律案であります。内容を見ますと非常に簡単なものでありますが、私がお尋ねしたいことは、通産大臣を主務大臣と改めるだけの問題であります。こういう法案を出す際に、昨年出して、さらにまた、今日それを改正するというふうなことがなつたのであります。その際に、通産省と運輸省との間において、こういういい法案を出すのだから、君の方にもこういうことが必要じゃないかというふうな、その当時、通産省と運輸省との間に話し合いがなかつたかどうか、あるいは通産省がやつてみて非常に効果を上げたので、運輸省の方においても、そういう部門であるところの造船関連工業、あるいは車両部門の方からの話が出て改正するようになったのか、その点を一つ承わりたい。

○政府委員(鈴木義雄君) 実は昨年機械工業振興臨時措置法を出しましたときも、初めは通産省が立案いたしましたわけでございますが、最後の段階で運輸省からも、これに運輸省関係を入れたらどうかという御意見がありました。しかし、その当時はまだ運輸省関係は準備も整つておらなかつた関係もございまして、一応この次の時期にその点は考えようという申し合せをいたしまして、昨年はこの法案が成立いたしました

わけでございます。その後の状況から見まして、また一年前の経過から見まして、これは運輸省関係のものも、この法律を適用し、やつていきたい業種がございまして、いろいろな関係で、今回の改正案を提出したわけでございます。

○小西英雄君 そうすると、昨年すでにそういう話があつたということを認めますが、運輸省において今年いち早くもこの法案の改正案を出してきたということは、やはり通産省においてこの法案を施行されて非常に振興したということですか、その点どうですか。

○政府委員(鈴木義雄君) この法案は昨年通つたばかりでございます。まして、実施の結果というものは、今後これを見ることになっておりますが、まあ先ほど御説明申し上げました通り、十八業種をこの法律によりまして指定いたしました。相当機械工業審議会、あるいはその専門の委員会と相当の同族を重ね検討いたしました結果、十五業種につきましましては、基本計画を定め、また、実施計画を定め、それに基づきまして今日まで大体八業種、企業にしまして八十企業、二十六億円の資金を開帳に推薦いたしておる状況でございます。そして、それによりましてまあ企業の合理化あるいは専門化、そういう措置がどんどんとられて、機械工業が合理化して伸びていく、かような段階が予想されますので、同じようなものにつきましましては、やはり運輸省でも指定いたして合理化を促進し、振興していただきたい、かような考え方の業種があるわけでありまして、従つてそのような状況から、運輸省からも御希望

がありまして、こういうような提案をいたしたわけでございます。

○小西英雄君 いささことはよくわかりましたが、今後とも同じ内閣で、同じ政府部内においてこういうふうな関連性のある法案を出す際には、十分研究の上、よく連繫して出してほしいことをお願い申し上げておきます。

この法律を改正した結果、その運用に通産省は何ら支障はないです。運用につきましては、運輸省、通産省一体となつて運用していきたい、かように考えております。一切この計画につきましましては、機械工業審議会に諮問いたしまして、そこで結論を得て、それによりまして主務大臣が措置をするというふうになつておりました。また、事務的にも関係各省よく連絡しまして間違ひのないようにいたしたいと考えております。

○小西英雄君 これは運輸省に伺いますが、この改正で指定せんとする機械類というものについて一つ内容を御説明願ひたい。

○政府委員(山下正雄君) 先ほど鈴木重工業局長から御説明がありましたように、この法案の適用につきましましては、運輸、通産両省とも十分意見を調整いたしまして、機械工業の振興の上にも有効な力があるような運営をしていく覚悟でございます。御承知のように造船関係としましては、最近国内の造船または輸出とも非常に勢いで伸びておりまして、世界におきましても有数な地位を占めておる現状でございます。したが、しかし、この部品工業におきましては、なお若干世界のレベルに比し

て劣るものがあるわけでございます。
この日本の造船としまして、非常にブームのときにはいいと思ひますけれども、かりに不況のおとすれました場合には、世界の諸国と国際市場におきまして競争していく上には、どうしても個々のものの品質の優劣と、その生産コストの低減をはかると、そういうふうなステップを踏みまして次第に競争力を増大していくことが根本的な命題であると思ひます。従ひまして、現在の造船関係に臨路になつております点は多々ございしますが、その中でも特に船用のバルブ関係につきましては、輸出船を建造いたしました以来、いろいろの問題があるわけであります。ことに、高温のものももちろんそうでございしますが、低温のバルブにつきましても肉厚の不同とか、材質の問題とか、また、この生産方式の問題とか、企業分野の確定という問題、いろいろの問題があるわけであります。従ひましてバルブを第一に取り上げたい。また次に、船用のポンプでございしますが、御承知のように船にはいろいろのポンプがございしますが、このポンプにつきましても、同じように多種多様のものが中小企業で作られておる。しかも、先ほど申しましたように、材質の問題とか、規格の問題とか、またいろいろの臨路がございまして、これ等を振興臨時措置法によりまして取り上げていただきまして、そうしてこれらの業種の振興をはかりたいと思ひております。そのほかにはまだ電具関係とか、そのほかウインチ関係の問題もございしますが、これらにつきましては今後通産省と十分打ち合せをいたしまして、これらの振興につきま

しては、機械工業の一環としまして振興をはかつていきたい、こういうふうに考へております。とりあえず先ほど申しましたように、船用のバルブと、それからポンプにつきまして、この本法の適用を受けて振興をはかりたいと思ひております。

○小西英雄君 ただいま運輸省の方から御答弁があつたのでありますが、造船部門が非常に活況を呈し、世界一の造船国になつたということは、われわれの考えからいたしますならば、多くは、日本の材質がよいとか、あるいは材料が安いとかいうこととなく、安い労働力を使つて競争している。これは社会党さんから言へば、労働者の犠牲において造船工業は発達してゐるといふことを言ひ得るのであります。私たちはこの際、機械工業振興臨時措置法に基きまして、機械の近代化において、現在日本の造船はその柄の方が早くできて、内部の主機においてもある程度非常に進歩した面があるが、補機の面において非常に不十分であり、それが今後競争場裡で非常に不利の影を及ぼすのではないかというのを心配いたしております。こゝろからいふと、造船主だけが優遇されることなく、こゝろからいふと近代化において低賃金を解消するという意味に邁進していただきたいということの希望を申し上げますと同時に、今年に運賃の値上げにおいて相当大幅な、車両部門においても多量の出されるのであります。現在のところ、運輸省が相当ふんどしを締めて、基礎部門であるところの機械工業の近代化、あるいは設備の安全化を目ざして努力する

ならば、この法案を出した趣旨が非常によかつたという結果に相なると思ひますので、これは通産省運輸省ともに手を握つて、この法案がたつた法案となつたという結果を、私たちは期待いたしまして、私の質問をこれで終りたいと思ひます。

○豊田雅孝君 機械工業、さらに今回は造船関連工業、鉄道車両部品工業等を追加し振興をはかるといふことで、けつこうであります。機械工業のこの合理化をはかるといふことと同時に、下請工業に対する支払い遅延といふことが、従来非常に問題となつておつたのでありますが、機械工業自身の合理化が進展するに伴ひまして、下請工業の合理化、特にこれに対する支払い状況が合理化されてきておるかどうかといふことは、これは非常に重大な問題だと思ひます。その点について、下請工業に対する支払いが、かつては悪かつたのだが、最近はどうなつては悪かつたのか、最近はどうなつてはよくなつてはいるのか、これは特に詳細承りたいと思ひます。これは、検査期間がどの程度になつておるか、収納期間がどの程度になつておるか、あるいは現金払いなのか、手形払いだとか大体何カ月くらいになつてはいるのか、そういう点について詳細承りたいと思ひます。ことに、今回追加せられる造船関係、鉄道車両部品関係などについて、特に重点的な説明をしてもらいたいと思ひます。

○政府委員(山下正雄君) ただいま御質問のございました下請関係の工業に對する契約並びに支払いの關係でございします。数年前まで造船關係として非常に不況の時代には、確かに支払いの關係等は非常に悪い状況でございました。三月ないし六カ月くらいの手形を出すというやうな状況で、その期日が来まして、なかなか落ちないというやうな、非常に下請工業にとりましては、都合が悪い状況でございました。しかし、最近におきまして、いわゆる造船の景気が非常に上つて、その点は最近著しく改善されておられます。大体造船業者が船の注文を受けますと、下請関連工業にいろいろの部品の発注をいたします。そのときに、従来やりました船と同じやうな船でございしますと、つけますものも似たやうなものをつけますので、前の図面です。また多少趣きが違つたものでございしますと、仕様書を出しまして、それに従つて見積りを取るといふやうな段階を経てはいます。船によりまして、第一段階で申しましたやうな、もうすでに図面がセツトルしておるものについては非常に早いものであります。仕様の打ち合せをしますものにつきましては、やはり一、二カ月の期間、場合によつては三カ月くらいは打ち合せの期間が必要と思ひます。それで仕様が決まりましたら、注文をいたします。そのときに、最近の実情では、二つの一の代金の前払いを大体してあります。悪い場合におきまして、三分の一程度は代金を前払いいたしております。そして、その後仕事が多量に進みまして、途中のものによりましては、船の検査を、日本の船級協会、または外国の船級協会等によりまして検査を受ける段階を経まして、そして最後のものができ上り、納品という段階になります。そのときに残りの代金を

を全部決済するといふやうな事情でございまして、また、収納のために、場合によつては二週間程度の工場に入りましてからの日数がある場合もございしますけれども、換収が全部済みますと、代金をそれで全部決済するといふ段階になつておられます。従ひまして、下請工業に対する支払いの問題は、非常に改善をされておると思ひます。ごさいします。車両等におきましても、大体御承知のやうに、輸出のものとか、国内向けのものとか、相当たくさん注文を受けておられますが、大体造船に準ずるやうな支払い状況になつておる、こゝろからいふに思ひております。

○豊田雅孝君 そうすると、現金払いになつてはいるものと手形払いになつてはいるものとのパーセンテージは、どれくらいになつておられますか。

○政府委員(山下正雄君) 現在は手形払いがございせん。

○豊田雅孝君 全然ないのですか。

○政府委員(山下正雄君) ございませぬ。

○豊田雅孝君 今の造船關係だけでなく、鉄道車両部品關係も、両方ともですか。

○政府委員(山下正雄君) 車両につきましては、実は詳細はわかりませんが、で、車両關係の担当者が参つておりますから、説明をしていただきたいと思ひます。

○説明員(坂本祐一君) 御説明申し上げます。手形の期間につきましては、若干資料が古くございしますが、ある工場について調べましたところ、十七下請工場がございしますうちで、三十日以内のものが四工場、三十一日から六

十日までは五工場、六十一日から九十日まででは八工場、こゝういふ状況になつております。

○豊田雅孝君 鉄道車両部品関係は、その四カ月以上の手形払いというものはないというわけですか。

○説明員(坂本祐一君) さうでございます。

○豊田雅孝君 今お話を聞いてみると、造船関係については全部現金払い、それから鉄道車両関係については四月以上の手形払いにならないというところ、非常に好転しておるようでありますが、この点については、必ずしも信頼できない面もあると思ひますので、私の方で詳細調べて、その上でまた改めて質問をいたします。

それから機械工業の一般的な概況、わかっている程度でいいですが、伺いたい。

○政府委員(鈴木義雄君) 大へん恐縮でございますが、今手元に資料を持っていないのでお答えできないのでありますが、昨年の法律施行以来最近の状況は、相当改善されておると聞いております。しかし、具体的に私どもで資料を整へまして説明させていただきたいと思ひます。

○豊田雅孝君 ただいまお話を聞けば、大体全般的に好転はしておるようであります。ことに造船、車両関係については、意外とするほど支払い関係が好転しておるようでありますが、この点については、今申し上げたように、私の方で調べて、またお伺いいたすことにいたしますが、要するに機械工業全体の合理化をはかることは、まことに緊要なことであり、きわめて重要なことであると思ひるのであります。

が、同時に支払い関係の合理化ということが並行しなければ、私はほんとうの当該産業の合理化とは言へぬと思うのであります。その点で、今後下請工業に対する支払いについて、特に監督官庁として、当該産業の合理化と相並んで、十分に監視の目を向けられるように、重ねて要望するわけであります。これで私の質問を終ります。

○大谷實雄君 昨年この法律ができました。今年の三月までの機械工業振興の状況について、今資料がないと、こゝういふお話であります。きょう一部を改正する法律案を出されるときに、そのういふことがおわかりになつておられることは、非常に遺憾だと思ひます。これはぜひひとつ、この施行以後の状況が、どんなふうになつていくかという点についての資料を提出していただきたいと、かように思ひます。

○政府委員(鈴木義雄君) ただいまの点は、資料と申しますと、機械工業振興法の関係の資料はございしますが、御質問の点は、下請代金の方の……。

○大谷實雄君 いや、機械工業振興法の実施後の今日までにおける状況ですな、それについての一つ資料を御提出が願ひたい。

○政府委員(鈴木義雄君) その点については、先ほど御説明申し上げました。政令で十八業種を指定いたしました。その後機械工業審議会にはかりまして、現在十五業種につきましまして、基本計画と、それから実施計画ができてきておる。そのうち最近まで八業種につきましまして、開銀に企業を推薦を行なつております。その企業数が八十ばかりでございます。推薦した金額が二十六

億円になっております。残つておる業種につきましても、近く基本計画をきめる予定にしております。

それから、まだ企業推薦しております。せん業種につきましても、今審査中でございます。これを開銀に送つておる。こゝういふ状況です。これが大体の状況でございます。

○西川弥平治君 念のために伺つておきますが、本年度の機械工業振興法の予算は、もう三月三十一日に通過しているのではありませんか。今この法律がこゝで審議をされて通過をいたしました。これはどういふふうにする御計画でございますか。追加を出すつもりでございますか。今また何と申してあるのございしますか。その点を一つお伺ひしておきたいと思ひます。

○政府委員(鈴木義雄君) 御質問の点は、開銀の資金の問題だと存じますが、その点は、昭和三十一年度では、開銀の資金は、機械工業振興法に関する業種につきましましては十五億円というふうになっております。三十二年度につきましましては、まだ最終的に額を決定しておりません。私どもとしましては、審議会にかけて諮りました振興計画から見ますと、どうしても四十億程度のものでほしいというわけで、今その所要額についての確保をやつていくところでございます。できるだけこの目標に沿つて努力したいと、かように考えております。

○西川弥平治君 これも念のために伺つておきますが、審議会ができておるわけでありまして、審議会は五十名というところになっておるのであります。が、そうすると、今度新しく鉄道と

か、あるいは造船とかいふ方面の部門が入りますと、やはりそれに対する審議委員というものを任命しなければならぬと思ひますが、その場合におきまして、審議委員の定数の変更の必要があるのでないかということも考えられるのであります。その点はいかがですか。

○政府委員(鈴木義雄君) 確かにごもつもの点がございまして、われわれもあるいは追加をしようという考え方も持ったわけでございしますが、現在機械工業審議会に若干欠員がございまして、約五名程度空いております。それから従来の委員になられた方が、こゝに学識経験者の中では、同時に造船あるいは鉄道車両に御関係の方もおられます。そのういふわけでございまして、大体その五名の範囲内で、われわれとしましては、新しく追加すべき方を考へ得るのじやなからうか。同時にまた、業種別に見ますと、それぞれ部会を持つております。またそのういふ関係で、部会に大ぜいの方に御参加を願つて、運用上やういふけるというところ、かような考え方で、特に追加をいたさなかつたわけでございします。

○近藤信一君 本法の改正で、通商産業大臣を主務大臣に読みかえるわけですが、この中に「造船関連工業の一部及び鉄道車両部品工業等の業種につきましまして」云々と、こゝにございしますが、これがいろいろと——この造船関係と車両関係が、今度これが運輸省関係になつていく。機械工業の中には、その他たくさん業種があると思ひますが、たとえば、農機具あたりは農林水産関係になつて、それから漁業船舶の機械というものは、これは運輸省じや

なくて、やはり農林水産の關係になつてくる。そのういふ關係になつていくと、それぞれの機械部門に対して、たくさん業種がある場合に、別々全部がそれぞれの主務大臣にかつていくわけだと私思ひますが、その点どうなつておりますか。

○政府委員(鈴木義雄君) この所管は、それぞれ従来の役所の監督によります所管がございします。機械工業は、全般として通産大臣が扱つておるというところになっております。ただ、今の御指摘の、今度改正を提案いたしておる部分、造船関係、鉄道車両関係で、従来から運輸大臣の行管に属していたものにつきましてやるわけでございます。この点何れ変更を加へられていないわけでありまして、従ひまして、御指摘のようになつて、たくさん主務大臣ができて混乱をするというふうなことは、私どもないと思ひております。

○近藤信一君 従来、造船関係とそれから鉄道車両関係は、どれくらい業種にわたつておるか。品種でですね、幾種類くらいあるか。

○政府委員(山下正雄君) 御承知のように、機械工業と申します分野は、非常に広い分野でございまして、たとえば船舶にいたしましても、機械工業の部品を相当多く利用いたしておるわけでございます。従ひまして、こゝからこゝまでがいわゆる通産大臣の所管する機械工業の分野であり、こゝまでが運輸大臣の所管する造船並びに車両関係の工業であるという仕分けというものは、末端にいきまして、非常に困難な点があるのでございします。しかし、でき上りました船舶または車両というもの

100

ることがなく、横にモーターをつけるというケースが多々ございますけれども、しかし船舶用のものになりますと、どうしても縦型になるというふうな場合もございます。それからおもに海水その他油というふうなものを扱いますので、材質の点でも、陸用の一般的なものと若干違ふ点があります。もちろん陸用でも油を使う、またいろいろな化学的な液体を使う場合もございますので、特殊なものもあると思ひますけれども、概説しますというと、構造上、または材質上に、若干陸用のものと相違があるわけでございます。

○近藤信一君 船舶関係でも何万吨というふうな船がありますし、それから今度機帆船ですね、機帆船の部類まで、この機械の問題は運輸省の所管で今までやっておられたのですか、その点お尋ねしたいのですが。

○政府委員(山下正雄君) メイン・エンジンその他につきましては、運輸省の所管にいたしております。しかし、いろいろの種のポンプ類その他機械類につきましては、先ほど申しましたように、一応運輸大臣の所管という事になって、その工場等も監督をいたしておりますが、しかし、それらの工場が、先ほど申しましたように、陸用のものもある程度作っているというふうな事例も、非常に多々ございますので、私どもとしましては、船舶用のものに限っては、いろいろ振興、助成をして、めんどろをみるというふうなことをいたしております。その点が非常に末端におきましてはばやけて、お互いに入りまじつておるわけでございまして、その点無理のない運用をいたしているわけでございます。

○相馬助治君 関連してちよつと、私は詳しいことはわからないのですけれども、今の船舶局長の説明からいまして、末端の方のいうことは、具体的な問題になると、入りまじつて、必ずしも明瞭でない、こういうことであるとするならば、私はやはり主務大臣というものが通産大臣一本でやつて、そして運輸省が監督し、また具体的な指導をしなくちゃならない面があるとしても、主務大臣が、一本であるから、そこで事務的に片がつく、こういうことで一つも差しかえないのではない、いわば今度は主務大臣というものが、通産大臣を主務大臣と読みかえてくるということになると、船のことは、漁船関係は農林省だというのは、私もよく知つておりました。しかし、今の設置法からいいますと、問題はなにか、そういうけれども、運輸省はやはり農林省の意見も聞かなくちゃならない。そうなるにつれて、まあそういうことは言いたくないけれども、日本の官僚機構において、なわ張り根性というものが、えてして業界に迷惑を与えていることは見のがし得ないので、これはそういう角度からいいますと、同じ内閣のもとに設置されている省なんです。通産大臣に従前通り権限を与えておいて一つもまずくない。むしろ、その方がいいのじゃないかと、こう思うのだから、あえて、こういうふうな問題を予想しながらも、通産省が議つて、通産大臣を主務大臣と置きかえて、なわ張り的一部を向うへ渡してやらなければならぬ、そういう仁義を切らなければならぬ、その原因がどこにあるのか全くわからないのだが、どうですか、通産省関係の局長。

○政府委員(鈴木義雄君) 説明があれでございまして、要するに、機械工業として工業を所管しているのは通産省でございまして、需要者としては、各ほかの省がございまして、ただ、需要者の省としてばかりでなく、運輸省は船舶用の船舶部品といふか、そういうふうなものについては、製造工業自身も所管されておるわけですから、設置法によりまして、従ひまして、そういう関係は、運輸省がその観点から工業振興法と同じような趣旨でこれを推進していきたいという場合に、新しく法律を作るのも一つの行き方でございますけれども、同じ趣旨で同じ行き方でございますれば、これを通産大臣を讀みかえまして主務大臣として、それを推進していくということが一つの道である。かような観点から、かような改正をしたわけでございまして、しかしながら、先ほどから御説明申し上げております通り、この分までが船舶の分であるかないかということにつきまして、御質問の通り、具体的にいきますと、問題があります。この点につきましては、通産省と運輸省が一体となつて運用をしていく、かような考え方でございまして。

○相馬助治君 窓口の業者が運輸省にかけていつてみたり、断わられてみたり、通産省にかけていつてみたり、また取つ返して運輸省に行つてみたりというところが、實際上でございせんか。また、そういうことをしないという自信をお持ちですか。

○政府委員(鈴木義雄君) その点は、従来の経過から見まして、そういうことはわれわれとして予想いたしません。しかし、なお今後とも十分両省連絡いたしまして、遺憾のないようにいたしたい、かように考えております。

○委員(松澤兼人君) もう一つ、こういう問題はどうかですか。運輸省が今度船舶のポンプを指定するということになると、開銀融資のワケがつくかもしれない。陸用のポンプには何もついでない。そうすると、実際の工場の運営として、そういう開銀の融資があつた場合に、船舶の部分については使つてもいいけれども、陸用のものについては使つてはならぬというふうな、そういう事例は起つてきませんか。

○政府委員(鈴木義雄君) 具体的な問題になりますと、船舶ポンプを指定しました場合に、船舶だけでやるか、あるいは一般のポンプ、特に大事なポンプについてはこれを推進する必要があるかという点も、あわせて審議いたしまして、その問題として問題を取り上げていきたい。ですから、なるべくわれわれといたしましては、さような場合に、均衡を失するようにならないように方法で処理していきたい、かように考えております。

○近藤信一君 重工業局長は簡単なようなことを言つておられるけれども、今の相馬委員からも質問があつたように、これは将来混乱が起きる原因にもなるのじゃないかと私思ひます。たとえば、まだほかにも、水道の鉄管ですね、これは水道の鉄管は今通産省関係でしよう。重工業関係じゃないですか、それでしよう。将来これが、今、水道の施設に対しては、建設省の管轄になつてゐるのです。そうすると、これから水道の鉄管について、これはもう通産省関係ではないのだ、建設省

○政府委員(鈴木義雄君) 具体的問題になりますと、船舶ポンプを指定しました場合に、船舶だけでやるか、あるいは一般のポンプ、特に大事なポンプについてはこれを推進する必要があるかという点も、あわせて審議いたしまして、その問題として問題を取り上げていきたい。ですから、なるべくわれわれといたしましては、さような場合に、均衡を失するようにならないように方法で処理していきたい、かように考えております。

○近藤信一君 重工業局長は簡単なようなことを言つておられるけれども、今の相馬委員からも質問があつたように、これは将来混乱が起きる原因にもなるのじゃないかと私思ひます。たとえば、まだほかにも、水道の鉄管ですね、これは水道の鉄管は今通産省関係でしよう。重工業関係じゃないですか、それでしよう。将来これが、今、水道の施設に対しては、建設省の管轄になつてゐるのです。そうすると、これから水道の鉄管について、これはもう通産省関係ではないのだ、建設省

の方で全部やつてもらわなければ困る、こういうことになれば、これまで、主務大臣の権限に移るわけだから、これも建設省の方に取られてしまふというふうな結果にも私なるのじゃないかと思うが、その点どう考えておられますか。

○政府委員(鈴木義雄君) 従来の官制で、所管はそれぞれまづつておりました、従ひまして、今の製造工業というふうな面は、全部通産大臣が所管しておりますので、さようなことはあり得ないと考えております。先ほど来申し上げております通り、需要官庁としてのほかの省がございまして、製造工業としては、通産大臣がこれを扱つてゐる。ただし、運輸省におきましては、製造工業の部分についても、一部所管を持つてゐるということが、従来の官制で規定されてゐるわけでございまして、それを今回の改正でも變更してゐるわけではございません。

○近藤信一君 局長はあり得ないと申しておられるけれども、運輸省関係だけこれを認めてゐる。じゃ、おれの方ではなぞ認めないかといつて、これはやはり先ほどのなわ張り争ひの一つの原因になつてくる、こういうふうな考えられるのです。一体、将来これが審議会である、どちらにこれが所屬するかというふうなことは審議されるんでしようが、その審議会の委員の構成、こういうふうなことは、今どういふふうになつてゐますか。

○政府委員(鈴木義雄君) 審議会の委員は、通産大臣が任命いたしました。関係の各官庁、それから機械工業に関する学識経験者、かようになつております。各関係の業種あるいは中小企業

の代表、そういうふうなところから選んでおります。

○阿具根登君 私も同じような質問なんですけれども、この説明の中に、一元化ですとか、一体化の運用をはかる所存であるという問題が、それにかんづいてあると思うのです。一元化というのは、どういふことを考へておられるかというのが一点。

それから、ただいま御説明のありましたように、通産大臣の任命で学識経験者並びにそれぞれの人たちが審議会に入っている。それでやっていけない理由、なぜ運輸大臣が任命権を持たなければいけぬような、その理由、通産省としてはどうしてもやっていけない、そういう各級の学識経験者まで集めて、そしてこの機械振興をやるのに、船舶の問題だけは自分たちではできませんという理由、その二点をはっきり示していただきたい。

○政府委員(鈴木義雄君) 先ほど申し上げました一元的運用と申しますのは、たとえば審議会で、運輸省の場合でも通産省の場合でも、これを審議会によって検討していただいて、そこできめるといふような問題、それから同時に、事務的にもよく連絡をいたしまして、その間その間をいかにする、かような意味でございます。それから、審議会の委員は、通産大臣が任命いたしましたし、今後この点については通産大臣がやるわけでございます。

そこで、この審議会で、船舶の問題がなぜ審議できないか、もちろん審議するわけでございます。それに応じて、学識経験者等さらに追加したいという場合がございすれば、こ

れを追加したい、かように考へております。ただ、問題は、船舶用部品を通産大臣ができないかどうかという問題ではございませんで、現在の官制のもとで、大體運輸大臣が船舶用の部品につきましまして、製造工業について所管を持っているところがございます。そういうふうな点で、こういうふうな改正をしたわけでございます。

従いまして、簡単にいへば、運輸省では自分のところで一つの法律を作つて、単行法を作り得ることもできるわけでございます。しかしながら、同じようなものでありますので、ここに一本にしてやりたい、かようなことでこの法案を考へたわけでございます。

○阿具根登君 同じ機械工業の振興法の中でやっていく、同じ審議会の中でやっていくというならば、それはただ先ほど相馬委員の質問ではないけれども、面子の問題だけじゃないですか。

同じ審議会が審議していくのだったら、それに対して同じ任命権を運輸大臣が持っているというだけで、それをわれわれ分野だから、同じ審議会が審議するだけ問題について、おれが任命しなければできないというの、これはなにか張り争い以外に何もものないじゃないか、そうすると通産省が所管でやれないという理由は何かない。ただこれは従来が運輸省関係の船舶の問題であるから、運輸大臣が任命するようにするのだというだけであつて、運輸大臣がしなればできないというものは何もありません。通産大臣がやつても構ひないじゃないか。同じ審議会が審議するのでしよう、それならばわざわざ追加した

り、あるいは複雑にしたり、あるいは単独立法にしたり、そんなことする必要は何もないじゃないですか。

○政府委員(鈴木義雄君) 委員の任命は、全部通産大臣がいたします。それから審議会も全部そこに諮問するわけでございますが、その審議会に諮問してき上つた計画を、一つの合理化計画としてきめることが、やはり所管大臣の仕事になるので、所管大臣はある船舶用の部品につきましましては運輸大臣が持つていくという官制でございます。

○阿具根登君 船舶の關係ではどうですか。ただその所管が運輸省にあるからやつてもらわなければいけぬというだけの理由か。それとも船舶局としては、これは通産省の關係のところではわからないのだ、だからわれわれがやらなければいけないのだ、こういう点が特別にあるのかどうか。審議会において十分運輸省の意見はいれられて、そして船舶關係の問題もこれで十分審議されて、そしてそれできめるならば、これは運輸省がしよう、通産省がしよう、同じことであるならば、わざわざそういう張り根性のなことをやらぬでもいいじゃないかということになります。それはどうですか。

○政府委員(山下正雄君) ただいま御質問の両方の理由でございます。一つは、やはり船舶關係のものは運輸大臣の所管というところは、はっきりいたしております。それから、しかしそれだからと申しまして、運輸大臣独自で一般の機械工業のじやままでしてやろうというところは、毛頭考へておりません。従いまして機械工業の一環としてやはり船舶關係のそれだけのものについてインプルーヴを考へたいというこ

とでございますので、決してその所管を取るといふ問題ではなくて、ただ機械工業の全般的な振興の一環として、そのうちにことに船舶部門について、そういうふうな振興したいのであるというところを、審議会いろいろな御審議を願うということで、御提案申し上げておる次第でございます。

○阿具根登君 どうもこれは意見の相違で押し問答をしてもしょうがないので、それは昨年成立した現行法によつて十八種の機械が指定されておる。そして三十一年度には十五億円の融資額が決定しておる、そうしますと今度船舶關係のバルブ等が指定された場合、それだけの予算措置を考へておられるか、その点を一つ。

○政府委員(山下正雄君) 予算につきましては、実は通産省の方では、前々からいろいろ大蔵省その他開銀と折衝いたしております。私どもも通産省の今まで御計画になつておるということについてそこを考へては、まことに申しわけない、こういうふうな考へておる次第でございます。運輸省が大蔵省並びに開銀と折衝いたしまして、そして資金のワケを確保いたしまして、そしてそれを振興事業に充てていきたい、運輸省が通産省の考へになつておる計画のじやまをする、またその妨害になるというふうなことを考へるは、毛頭持っておりません。

○阿具根登君 それなら開銀の融資はどのくらい考へておられるか。

○政府委員(山下正雄君) 開銀の融資につきましては、一応現在のところ案といたしましては、ポンプ関係としまして二億七千万円程度は要

るであらう。それからバルブ關係としまして三億九千万円程度は要るであらう。しかし、これは一応の私どもの今まで検討を加へました数字でございます。さらに先ほどの審議会等いろいろな御審議を願つて、そして確定的な合理化計画に従つた資金を組みたいと考へております。しかし、造船關係といたしましては従来開銀銀行から相当多額の一般のワケで融資を受けておりますので、特に中小メーカーのこれらの事業の振興は必要であると考えますので、場合によつては、造船關係の大きな資金をある程度圧縮してまでも、大蔵省または開銀銀行にお願いを申し上げるつもりでございます。話はいたしておりましたが、先ほど重工業局長からお話がありましたように、まだ本年度のワケというものはセツトしておらぬのでありますから、一応希望だけ要するに申し上げたのであります。

○阿具根登君 その問題に対して、重工業ではどういふふうに考へておられますか。先ほど言つた一元化の問題で、競合の問題を私は心配して聞いておられる。しかし、これは中小工業の問題で通産省と競合しては悪いから、だから船舶關係はまた別な膨大な金を許してもらつてゐるから、それから回してもいいという、こういうふうなお話でありまして、それであなたたちの説明されているところと一致するかどうか。

○政府委員(鈴木義雄君) 将来の問題といたしましては一元的にやりたいというふうな考へております。ただ、本年度三十二年度につきましては実は通産

省といたしまして一応既定の業種についてワクを要求いたしておりますので、その関係で三十二年度の措置につきましては、両方よく相談いたしますが、特別の問題を考えていかなければならないのだ、かように考えておりますが、三十三年度以降につきましては、この法律の施行に関する問題については、両省協議の上一体となつて大蔵省に諮り、それによつて一本になつて交渉していきたい、かように考えております。

○阿貝根登君　そういう点は、そこまですべて一体になつてやられるとするならば、運輸省所管関係だと言つて運輸大臣の許可にする必要は何もないじゃないか。そうしておればいわゆる運輸省の關係は運輸省の圧力でこれは予算もふくらんでくるでしょうし、開港の融資もふくらんでくるでしょう。そうすれば通産省としては考へておるようにならないのではないか。一本化でいくならば、船舶であろうと、何であろうと、全部審議会に諮つて、そしてその中において船舶に重要性を持つならば、船舶にだけだけの融資をすべきだといふことをきめていけばいいのであるけれども、これは所管大臣が變つてくれば、そのほかにもまた別個の含みまゝで考へてあるやうありませんか。そしてこれは一本化でやると言つても、一本にはならない、二本化になるでしょう。一本でやろうとすれば、そういう弊害の起らないように、通産当局が一本でやつて初めてそういうことが言えるのであつて、ところが頭が二つになつてくれば、これは必ず予算の場合でも違つてきます。そうすると説明されてゐる一本化といふことは、一本化

になつておらない、こういうことになつておらず、そういうことになつておらず。

○政府委員(鈴木義雄君)　その点は所管の問題がございまして、完全に一つの省がやるという、同じ程度にはいかなければ存じますが、審議会においてすべての業種をそこでスクリーンし、同じような観点から検討していくという点で、一体的に運用をはかりますし、同時に従来の通産、運輸の事務の連絡その他から考へても、十分そのでないようにできると思ひます。それから資金の關係につきましては、本年度三十二年度につきましては、特別の点を考へなければいけないかと思ひますが、將來三十三年度以降については、一体となつて計画を作り、審議会の結論によつては、計画を一体となつて両省推進し、それによつて大蔵省に當る、かようなことで一体化をはかり得ると、かように考へております。

○阿貝根登君　三十二年度は四十億の要求をされておると思うのですが、その中に船舶關係は入つておるかどうか。

○政府委員(鈴木義雄君)　それは入つておりません。今までの既定の十八業種を中心として考へております。

○阿貝根登君　そうしますと、これはまた先ほどのむし返しになりますか、いわゆる審議会を作つて、審議会で一本でやるのに、弊害がどこにあるかという問題で、先ほどお聞きしましたところから、これは所管が運輸大臣であるから、運輸大臣が任命権だけを持つておるのだと、こういう御説明であつたと思うのですが、これは所管はもうろんそうなつておるけれども、同じ政府のもとで一本化していくのがいいと

思ふのか、それとも現行制度で行つた方がいいと思ふのか、まあいづれもこのういふ所管大臣といふことにしなければ、別な法律でも運輸省としてはできないのだと、こういうことになればですね、これはもうすべての省が自分に関係するのは勝手に出しているのだ、先ほど近藤君の方からも出ておりました、それは農林省關係も出てきました、防衛庁關係も出てくるでしょう。それができるのになぜ運輸省はできないのか。おそらく通産省の考へとして、この機械工業振興に關しては運輸省の關係であろうと、防衛庁の關係であろうと、農林省關係であろうと、これは機械は全部通産省におまかせ下さい、そしてそれに対する御意見は審議会なら審議会に十分一反映していただいて、そして審議会の決定については、通産省が所管いたします、こういうようなお考へがあつてしかるべきじゃないかと思ふのですが、そういうお考へはあるかどうか。

○政府委員(鈴木義雄君)　まあ、機械工業を総合的に伸ばすという意味で、われわれとしては、通産省としてはできただけこれを一体的な運営でやりたいという気持は持つております。ただ、所管問題を申し上げますと、先ほど来御説明申し上げておるわけでございしますが、通産省が生産工業を持つていますが、農林省とか防衛庁は、需

要官庁でございまして、従ひましてそれに關する生産工業は全部通産省が扱つて一体的にやるわけではございませぬ。運輸省については大部分は、運輸省の需要官庁としての部分はそれでございしますが、たとえば船舶のものとございしますが、所管で運輸省が

製造工業を一部持つておられるというものがあつてあります。そこで、それをどういふふうにしてやるかという考へ方ではございしますが、先ほど私が言葉が十分熟しませんでしたが、別な法律を作つてもいいというわけではございませぬ、そういうような所管から見れば、別なやり方が成り立つわけではございませぬ、やはり総合的に一本化してやるということでは機械工業振興法に入れたまはして運用していく、そして同時に、同じ審議会にかけて運営していく、さうなことでございします。しかしながら、その決定をみたまふ場合は、所管大臣がやはりその品種についてはきめなければならぬといふ点で、現行の制度で参りますと、運輸大臣が持つておる所管がございします、さうな意味で運輸大臣がここにどうして主務大臣として、その所管の業種については書かなければならぬといふことになるわけではございします。

○小西英雄君　ちよつと関連して。この問題は、いろいろ議論が出てゐるのは基本的な問題だと思ふので、私たちが考へておるのは、従前もこの問題について、いろいろ所管問題で、基本的に製造工業といふものは、やはり通産省が持つべきである。船舶の製造についても、運輸省が持つてゐるのは省の力が弱かつたか、あるいはいろいろの關係で持つてゐるのであつて、製造は一貫して通産省が持つておつて、そして検査を嚴重に船舶の問題でも運輸省がやるのが本筋だと考へてゐるのですが、これは基本的な問題と少し違ひるので、さういふうな所管上から主

務大臣といふことに書きかえざるを得ぬといふのが実情じゃないかと思ふのです。かどうですか、重工業局長。これは所管の問題で局長が返答するのはどうかと思ひますが、われわれはさういふ主張をいろいろ今までしてきたのですが、製造工業は船舶といわず、車両といわず、通産省の所管において、検査の面について防衛庁なり、あるいは所管の運輸大臣が船舶を作つたものの検査を嚴重にして安全を期するといふことが、私たちは筋だと思ふのです。この問題に關連して出た問題ですが、さういふふうには私たちが自來考へてゐるのですがどうですか、さういふ点について。

○政府委員(鈴木義雄君)　一般的に防衛庁の關係とか、需要官庁との關係は、お話しを通り通産省が製造工業部を担当いたしました、そして必要官庁の方は需要者としての立場からの購入關係、あるいは御指摘の検査關係といふ点の監督であるといふふうになつてゐると思つております。ただ、運輸省につきましては、従来の沿革から一部の製造工業について所管をされてゐるといふのが現状でございしますので、われわれはこの法律でその所管問題までも變更することは考へておりませんので、さういふ点でちよつとくらんになると、いろいろ問題があると思ひますが、かような改正案になつておるわけではございします。

○委員長(松澤兼人君)　どうですか、この程度で休憩にしましうか。……ちよつと速記をとめて。

〔速記中止〕
○委員長(松澤兼人君)　速記を始め

に及ばず各方面に大きな反響を巻き起こすことは明らかである。このように電力会社が電源開発による資本の負担増大を理由に安易な手段として一方的に料金を値上げすることは県民生活の上に重圧を加えることになるから、この度の電力料金の値上げを阻止せられたいとの請願。

第二八五五号 昭和三十三年四月十日受理

日中両国の通商代表部設置等に関する請願

請願者 長崎県議會議長 金子岩三

紹介議員 藤野 繁雄君 西岡 八郎君

わが国の国連加入、日ソ国交回復により国際社会に復帰しつつあることは衷心慶賀に堪えないところである。古来日中両国は善隣友好の關係にあり、また戦後久しきにわたつて両国間の通商貿易の正常化が望まれていたとき政府が日中貿易の積極的拡大方針を決定されたことはまことに時機を得たものであり、この際政府は新中国との国交回復等の根本的対策に格段の努力を傾けるとともに、当面解決を要する緊急条件として政府間の通商代表部を設置するまでの経過措置として、日中両国民間通商代表部の相互設置とコムモ緩和のため万全の方策を講ぜられたいとの請願。

四月二十二日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、中小企業団体の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律案

中小企業団体の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律案
中小企業団体の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律

（登録法の改正）
第一条 登録法（明治二十九年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。

第十九条第七号中「中小企業等協同組合中央会」を「商工組合、商工組合連合会、中小企業等協同組合」に改め、「中小企業等協同組合」の下に、「中小企業団体法」を加える。

（印紙法の改正）
第二条 印紙法（明治三十二年法律第五十四号）の一部を次のように改正する。

第五条第五号ノ八中「中小企業等協同組合中央会」を「中小企業団体中央会」に改め、同条第六号中「中小企業等協同組合」を「中小企業等協同組合」に改め、同条第九号ノ四中「貯金証書」を「預金証書」に改める。

（商工組合中央金庫法の改正）
第三条 商工組合中央金庫法（昭和十一年法律第十四号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「塩業組合」を「其ノ他主トシテ中小規模ノ事業者ヲ構成員トスル団体」に改める。

第三条第三項中「中小企業等協同組合」の下に、「商工組合又は商

工組合連合会」を、「事業協同組合」の下に「又ハ商工組合」を加え、同条第四項中「中小企業等協同組合」の下に、「商工組合又ハ商工組合連合会」を加える。

第七條第一項を次のように改める。
左ニ掲グル者ノ外商工組合中央金庫ノ出資者タルコトヲ得ズ
一 政府
二 中小企業等協同組合、商工組合又ハ商工組合連合会
三 塩業組合（直接又ハ間接ノ構成員タル事業者ノ三分ノ二以上ノ常時三百人以下ノ従業員ヲ使用スル者ナルモノニ限ル以下同ジ）

四 酒造組合、酒造組合連合会又ハ酒造組合中央会（直接又ハ間接ノ構成員タル事業者ノ三分ノ二以上ノ常時三百人以下ノ従業員ヲ使用スル者ナルモノニ限ル以下同ジ）
五 酒販組合、酒販組合連合会又ハ酒販組合中央会（直接又ハ間接ノ構成員タル事業者ノ三分ノ二以上ノ常時三百人以下ノ従業員ヲ使用スル者ナルモノニ限ル以下同ジ）

第二十七條第一項中「中小企業等協同組合」の下に、「商工組合、商工組合連合会、塩業組合、酒造組合、酒造組合連合会、酒販組合、酒販組合連合会又ハ酒販組合中央会」を加える。

第二十八條第一項第六号中「其ノ構成員」を「商工組合、商工組合連合会、塩業組合、酒造組合、酒造組合連合会、酒販組合、酒販組合連合会」に改める。

（所得法の改正）
第四条 所得法（昭和二十二年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第十二号中「中小企業等協同組合中央会」を「中小企業団体中央会」に改め、「調整組合及び同連合会」を削る。

（法人税法の改正）
第五条 法人税法（昭和二十二年法律第二十八号）の一部を次のように改正する。

造組合連合会、酒造組合中央会、酒販組合、酒販組合連合会若ハ酒販組合中央会、此等ノ構成員」に改める。

第二十九條第一項第三号中「中小企業等協同組合」の下に、「商工組合、商工組合連合会、塩業組合、酒造組合、酒造組合連合会、酒販組合、酒販組合連合会、酒販組合中央会、酒販組合連合会又ハ酒販組合中央会」を加え、同項第四号中「又ハ其ノ構成員」を「商工組合、商工組合連合会、塩業組合、酒造組合、酒造組合連合会、酒販組合、酒販組合連合会、酒販組合中央会、酒販組合連合会又ハ酒販組合中央会」に改める。

（所得法の改正）
第四条 所得法（昭和二十二年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第十二号中「中小企業等協同組合中央会」を「中小企業団体中央会」に改め、「調整組合及び同連合会」を削る。

（法人税法の改正）
第五条 法人税法（昭和二十二年法律第二十八号）の一部を次のように改正する。

第五條第一項第四号中「中小企業等協同組合中央会」を「中小企業団体中央会」に改め、「調整組合及び同連合会」を削る。

第九條第六項中「中小企業等協同組合（企業組合を除く）」の下に「商工組合、商工組合連合会」を加える。

第六條 前条の規定による改正後の法人税法第九條第六項の規定は、

中小企業団体法（昭和三十三年法律第 号）の施行の日以後終了する事業年度分の法人税から適用する。

（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の改正）
第七條 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）の一部を次のように改正する。

第二十四條の二第五項ただし書中「第八号」の下に「及び第八号の二」を加え、「事業協同組合又は協同組合連合会」を「事業協同組合、協同組合連合会、商工組合又は商工組合連合会」に、「当該事業協同組合又は協同組合連合会」を「当該事業協同組合、協同組合連合会、商工組合又は商工組合連合会」に改め、同項第八号の次に次の一号を加える。

八の二 中小企業団体法（昭和二十二年法律第五十四号）私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の適用除外等に関する法律の改正

第八條 昭和二十二年法律第五十四号私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の適用除外等に関する法律（昭和二十二年法律第百三十八号）の一部を次のように改正する。

第二條第二号の二中「中小企業等協同組合中央会」を「中小企業団体中央会」に改める。

（中小企業庁設置法の改正）
第九條 中小企業庁設置法（昭和二十三年法律第八十三号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第二号の次に次の
一 号を加え、同項第十号を削る。

二 中小企業等協同組合（昭和
三十二年法律第 号）の施
行に關すること。

第五條第一項中「中小企業安定
審議會」の下に「及び中央中小企業
調停審議會」を加え、同條第二項
中「中小企業安定審議會」の下に
「及び中央中小企業調停審議會」を
加え、「中小企業安定法」を「中小
企業団體法」に改める。

（運輸省設置法の改正）
第十條 運輸省設置法（昭和二十四
年法律第五十七号）の一部を次
のように改正する。

第四條第一項第十四号の九中
「中小企業等協同組合」の下に「並
びに商工組合及び商工組合連合
會」を加える。

（地方税法の改正）
第十一條 地方税法（昭和二十五年
法律第二百二十六号）の一部を次
のように改正する。

第二十五條第一号中「中小企業
等協同組合中央會」を「中小企業団
體中央會」に改める。

第七十二條の五第一項第四号中
「中小企業等協同組合中央會」を
「中小企業団體中央會」に改め、
「調整組合及び調整組合連合會」
を削る。

第七十二條の十八第二項中「及
び輸出入組合」を「輸出入組合、
商工組合及び商工組合連合會」に
改める。

第七十二條の二十二第四項第五
号中「（企業組合を除く。）」の下に

「、商工組合、商工組合連合會」を
加える。

第七十三條の四第一項第八号中
「及び中小企業等協同組合によ
る組合（企業組合を除く。）及び連
合會」を、中小企業等協同組合
及び中小企業団體法（昭和三十
二年法律第 号）による組合及び
連合會（企業組合並びに商工組合
及び商工組合連合會であつて中小
企業団體法第十七條第一項（同法
第三十三條において準用する場合
を含む。）に規定する事業のみを行
うものを除く。）に改める。

第二百九十六條第一号中「中小
企業等協同組合中央會」を「中小企
業団體中央會」に改める。

第三百四十八條第二項第十一号
の二中「及び中小企業等協同組合
法による組合（企業組合を除く。）
及び連合會」を、中小企業等協同
組合法及び中小企業団體法による
組合及び連合會（企業組合並びに
商工組合及び商工組合連合會であ
つて中小企業団體法第十七條第一
項（同法第三十三條において準用
する場合を含む。）に規定する事業
のみを行うものを除く。）に改め、
同條第四項中「及び中小企業等協
同組合法」を、中小企業等協同組
合法及び中小企業団體法に、「中
小企業等協同組合中央會」を「中
小企業団體中央會」に改め、「事務
所及び倉庫」の下に「（商工組合
又は商工組合連合會に係るものにあ
つては、中小企業団體法第十七條第
一項（同法第三十三條において準
用する場合を含む。）に規定する事
業に使用する部分を除く。）」を加
える。

（中小企業信用保険法の改正）
第十二條 中小企業信用保険法（昭
和二十五年法律第二百六十四号）
の一部を次のように改正する。

「指定法人を、信用保証協會」に
改める。

第二條中第二項を削り、第三項
第四号を次のように改め、同項を
同條第二項とする。

四 商工組合及び商工組合連合
會であつて、特定事業を行う
もの又はその構成員が特定事
業を行う者であるもの

第二條第四項第二号及び第三号
中「組合」の下に「、商工組合及び
商工組合連合會」を加え、同項を
同條第三項とする。

第四條第二項中「調整組合、調
整組合連合會」を「商工組合、商工
組合連合會」に改める。

第九條の三第二項中「調整組合、
調整組合連合會」を「商工組合、商
工組合連合會」に改め、「小企業者
が中小企業等協同組合」の下に
「、商工組合又は商工組合連合會」
を加える。

第九條の六第三項中「中小企業
等協同組合」の下に「、商工組合
又は商工組合連合會」を加える。

（輸出入取引法の改正）
第十三條 輸出入取引法（昭和二十
七年法律第二百九十九号）の一部
を次のように改正する。

第十九條第一項中「中小企業等
協同組合中央會登記簿」を「中小企
業団體中央會登記簿」に改める。
（中小企業金融公庫法の改正）
第十四條 中小企業金融公庫法
（昭和二十八年法律第三十八号）
の一部を次のように改正する。

第二條第四号を次のように改め
る。

四 商工組合及び商工組合連合
會であつて、特定事業を行う
もの又はその構成員が特定事
業を行う者であるもの

（輸出水産物の振興に關する法律
の改正）
第十五條 輸出水産物の振興に關す
る法律（昭和二十九年法律第五
十四号）の一部を次のように改正
する。

第二十五條中「中小企業等協同
組合中央會登記簿」を「中小企業団
體中央會登記簿」に改める。

（中小企業振興資金助成法の改正）
第十六條 中小企業振興資金助成法
（昭和三十一年法律第五十五号）の
一部を次のように改正する。

第一條中「中小企業等協同組合
の施設及び」を「中小企業等協同組
合、商工組合及び商工組合連合會
の施設並びに」に、「中小企業等協
同組合の活動」を「中小企業等協
同組合、商工組合及び商工組合連
合會の活動」に改める。

第三條第一項第一号の次に次の
一 号を加える。

一 二 商工組合又は商工組合
連合會の施設であつて、中小
企業団體法（昭和三十一年法
律第 号）第三十三條第二項
第一号（同法第三十三條にお
いて準用する場合を含む。）に
掲げるものの設置に必要な資
金

第四條中「一の中小企業等協同
組合」を「一の中小企業等協同組
合、商工組合、商工組合連合會」

に、「中小企業等協同組合の施設」
を「中小企業等協同組合、商工組
合若しくは商工組合連合會の施
設」に改める。

（纖維工業設備臨時措置法の改正）
第十七條 纖維工業設備臨時措置法
（昭和三十一年法律第三十号）の
一部を次のように改正する。

第二十四條第一項中「中小企業
安定法（昭和二十七年法律第二
百九十四号）第二十九條第一項若
しくは第二項」を「他法律」に改め、
同條第二項中「中小企業安定法第
二十九條第一項又は第二項の規定
に基く生産設備の制限に關する命
令の別」を「通商産業省令で定める
区分」に改める。

第三十條の見出し中「調整組合」
を「商工組合」に改め、同條第一項
中「調整組合」を「商工組合」に、「調
整組合連合會」を「商工組合連合
會」に改め、「中小企業安定法第
十五條又は第二十六條に規定する
事業のほか」を削り、同條第二項
中「調整組合」を「商工組合」に、「調
整組合連合會」を「商工組合連合
會」に改める。

第三十一條第一項中「調整組合」
を「商工組合」に、「調整組合連合
會」を「商工組合連合會」に改め
る。

（租税特別措置法の改正）
第十八條 租税特別措置法（昭和三十
二年法律第二百六号）の一部を
次のように改正する。

第四十五條第一項中「中小企業
等協同組合（企業組合を除く。）」の
下に「、商工組合、商工組合連合
會」を加える。

第六十条第一項中「事業協同組合」の下に「中小企業団体法（昭和三十三年法律第 号）第九十七条第一項の規定により組織を変更して商工組合となつたものを含む。」を加える。

（生糸製造設備臨時措置法の改正）
第十九条 生糸製造設備臨時措置法（昭和三十三年法律第 号）の一部を次のように改正する。

第二十三条中「中小企業等協同組合中央会登記簿」を「中小企業団体中央会登記簿」に改める。

附 則

この法律は、中小企業団体法の施行の日から施行する。

昭和三十三年四月二十七日印刷

昭和三十三年四月三十日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局